**第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（雪上競技・氷上競技受入）委託業務仕様書**

**１　事業の目的**

　　２００２年サッカーワールドカップ大会の日韓共同開催を契機に、両国の中学生を対象にスポーツ交流を実施することにより、日韓両国の親善と交流をより一層深め、さらには両国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

**２　委託期間**

　　平成２９年９月２７日（予定）から平成３０年３月３０日まで

**３　委託契約額**

３，５００万円（税込）《本会予算上の上限額》

**４　第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（雪上競技、氷上競技受入）期間**（以下「交流期間」という。）

平成３０年２月１２日（月・祝）から１７日（土）まで　６日間

**５　交流事業計画**

　　別紙１「交流事業日程（例）」による。

**６　参加人員**

　　別紙２「交流事業参加人員」による。

**７　競技会場**

(１)雪上競技

①　アルペン競技：戸狩温泉スキー場（飯山市豊田）又は野沢温泉スキー場（野沢温泉村）

②　クロスカントリー競技：長峰スポーツ公園クロスカントリーコース（飯山市旭）又は野沢温泉スキー場クロカンコース

（２）氷上競技

　 ①　スケート競技（スピード）：長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）（長野市北長池）

②　 　〃　　　　(ショートトラック)：軽井沢風越公園アイスアリーナ（軽井沢町発地）

　③　アイスホッケー競技：長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）(長野市若里)

　④　カーリング競技：軽井沢アイスパーク（軽井沢町発地）

**８　交流事業委託業務**

(１)　交流事業に係る宿泊及び食事の手配に関すること。

(２)　交流事業に係る移動に伴う交通手段の手配に関すること。

(３)　交流事業に係る視察・見学等の手配に関すること。

(４)　交流事業に係る通訳・看護師の手配に関すること。

(５)　交流事業に係るレセプション等公式行事の手配に関すること。

(６)　交流事業に係る公式大会・練習の会場及び人員の手配に関すること［各競技団体と連携して手配する。］

(７)　その他、公益財団法人長野県体育協会（以下「本会」という。）が指示する業務に関すること。

**９　委託業務の内容**

(１)　業務全般について

　　①　交流事業に必要な事務について、本会の指示により代行すること。

　　②　本会の要請に応じて交流事業に必要な資料を随時整備し、提出すること。

　　③　本会の要請に応じて交流事業に必要な各種会議に出席し、指示する事項の説明を行うこと。

　　④　交流事業委託業務の進行管理資料を整備し、随時本会に報告すること。

(２)　宿泊について

　　①　交流事業期間中の宿舎は、日韓青少年冬季スポーツ交流にふさわしい宿泊内容とすること。

　　②　団員は中学生であることから、上記①②とも教育的配慮を行うこと。

　　③　選手団、本部役員、通訳及び事務局が同一宿舎に宿泊できるものとする。宿舎が分かれる場合は、徒歩圏内で移動できる宿泊施設とすること。

　　④　国別に、本部役員・指導者・通訳は個室、選手は種目・男女別に1室につき２～３名で充分なスペースのある部屋割とすること。

　　⑤　交流事業期間中、宿泊施設内に日本語、韓国語による必要な表示を行うこと。

　　⑥　1泊あたりの宿泊費（１泊3食付）の上限は、1人13,300円とする。

　　⑦　選手部屋の有料放送は停止、外線電話は使用不可、冷蔵庫は空とする。

⑧　日ごとの宿泊人数については、別紙２を参照すること。

(３)　食事について

　　①　交流事業期間中の全ての食事を手配すること。

　　②　選手団、本部役員の食事は、原則として宿泊施設で摂ることとする。ただし、練習又は試合日程及び施設見学等のため宿泊施設で摂ることが困難な場合は、関係者全員を収容できる飲食店を利用すること。なお、食事の手配にあたっては、以下の点に配慮すること。

　　　・食事はビュッフェ形式（キムチを含む。）が望ましい。

・ご飯（パン）、スープ類、ドリンクはおかわり自由が望ましい。

・メニューは日韓両国語での表記が望ましい。

・食物アレルギーのある参加者がいた場合、食べられる食品等への配慮をすること。

　　③　競技役員の昼食は、原則として弁当支給とする。

　　④　交流期間中の全員の飲料（ミネラルウォーター・スポーツドリンク）を手配すること。飲料は１人当たり1日4本とする。ただし、参加初日及び最終日はミネラルウォーター２本とする。

　　⑤　食中毒発生時の処理（責任）体制を整えること。

(４)　移動について

①　交流事業期間中の全ての交通手段を手配すること（県外選手の移動も含む）。

※長野県外選手の指定集合・解散地までの往復旅券等の手配及び旅券送付業務（実費による精算）

②　同一チームを分割せずに移動できる交通手段とすること。

　　③　韓国団の入国及び帰国は成田国際空港の予定であること。

　　④　日本団は、県内指定場所から乗車し、交流後は同場所で下車するものであること。

　　⑤　交流事業期間中は以下のとおり車両を手配すること。なお、バス1台あたりの見積金額は、高速道路等利用料金、駐車場料金等を含むものとする。

・本部役員用バス（中型）…1台　２／１２～２／１７　６日間使用

・本部団長用ハイヤー　　…1台　２／１２～２／１７　６日間使用

・韓国選手用バス（大型）…５台（アルペン1台、クロカン1台、スピードスケート１台、ショート

トラック・カーリング１台、アイスホッケー１台）２／１２～２／１７　６日間使用

・日本選手用バス（大型）…５台（アルペン1台、クロカン1台、スピードスケート１台、ショート

トラック・カーリング１台、アイスホッケー１台）2／13～2／16　４日間使用

・韓国選手団荷物運搬用トラック（来日人数分のスーツケース及びスキー用具<スキー板、スノーブー　　　ツ、アイスホッケー用品等>を搭載可能な車種及び台数）※初日、最終日の２日間のみ手配

　　⑥　アルペン競技者用のリフト券を手配すること。なお、リフト券はＩＤカード兼用となることが望ましい。

(５)　視察・見学について

　　①　訪問地の歴史を紹介する施設や史跡等の視察見学を手配すること。

②　長野県を代表する施設や自然等の視察見学及びショッピング等ができる場を手配すること。

③　入館料は、１か所、１人1,000円以内とする。

(６)　通訳について

　　①　交流事業期間におけるすべての行事に通訳を配置すること。

　　②　通訳は、各種目男女別に各1名、本部役員に３名、計１５名とすること。

　　③　競技に関わる通訳は、日常会話及び担当競技の競技規則等を十分に理解したうえで通訳することができる者とし、本部役員の通訳は、日常会話のほか、競技視察、観光通訳及びレセプションでの日韓役員間の通訳ができる者とすること。

　　④　通訳は、交流事業期間中、担当する韓国団と同一の宿舎に宿泊するとともに、全ての日程に同行すること。

　　⑤　通訳への謝金支払いにあたっては、個人領収書（要署名押印）を提出すること。

　　⑥　通訳への謝金は宿泊をする日は一人あたり１日15,000円、宿泊を要さない最終日は一人あたり10,000円を上限とする。

(７)　医師・看護師について

　　①　交流事業期間中、（2）の①のホテルに医師を夕方から医事相談診療者として配置するとともに、看護師は各競技会場に常時１名を配置すること。

　　②　看護師の配置日は、練習日及び公式試合のある日とする。

　　③　医師・看護師への謝金支払いにあたっては、個人領収書（要押印）を提出すること。

　　④　医師・看護師への謝金は一人あたり１日医師：20,000円、看護師：10,000円を上限とする。

　　※当事業において医師の配置は義務ではないため、配置の可否は当協会が判断します。

(８)　レセプションについて

　　①　歓送夕食会の会場設営及びアトラクションを手配すること。

　　　・長野県の特色を生かしたアトラクションとし、経費は、1団体30,000円以内とする。

　　②　歓送夕食会の飲食を手配すること。

　　　・ビュッフェ形式（20品目以上）とする。

(９)　ミーティング等の会場について

　　①　日本及び韓国用の本部室を宿舎内に各1室用意すること。

なお、本部室はインターネット回線が引き込まれたものであること、または、無線LAN（Wi-Fi・無料）が利用可能であること。

　　②　日本選手団及び韓国選手団のミーティング室を各1室用意することが望ましい。

　　③　上記①及び②は同一フロアとし、隣接することが望ましい。

④　宿舎及び競技会場に、日韓両国選手人数分のスキー用具等（スキー板・スノーブーツ・ホッケー用具等）を保管可能なスペースを確保すること。

⑤　宿舎又は競技会場に、スキーワクシングルーム（ワクシングテーブル・バイスを含む。）及びスケー

トのメンテナンスのための部屋（ブレード研磨用テーブルを含む。）を確保すること。

（10）事前説明会、日本団結団式等について

　　　本会の要請に応じて事前説明会、結団式等の会場を手配すること。

(11)　印刷物及び物品等について

　　①　ハンドブックの作成を手配すること。

　　②　交流事業関係者全員のネームプレートの作成を手配すること。

　　③　本会の要請に応じて交流事業に必要な物品等を手配すること。

　　④　韓国選手団長へ贈呈する花束を用意すること。（入国日に空港で手渡す。5,000円）

　⑤　韓国選手団用の記念品(1,000円以内、159個/最大)

　　⑥　本会の要請に応じて、交流事業に必要な物品等を手配すること。

(12)　看板について

　　①　横断幕の製作及び設置を手配すること。

　　②　看板の製作及び設置を手配すること。

(13)　現地インフォメーションデスクについて

　　①　宿泊施設内にインフォメーションデスクを設置し、２４時間対応できる要員を配置すること。

　　②　交流事業期間中の記録写真（報告書・ホームページ等掲載用）を撮影し、製本したもの1部及び写真データを本会へ提出すること。

(14)　通信機器について

　　①　交流期間中、スタッフ連絡用として必要台数の携帯電話を手配すること。また、雪上競技用の両国指

導者用無線機を手配すること。

(15)　業務の再委託について

　　①　交流事業委託事業の一部を専門業者等に請け負わす場合は、あらかじめ本会の承認を得ること。

　　②　上記①の場合、経費の支払いを行い、領収書等の証拠書類を本会に提出すること。

(16)　緊急時の対応について

　　①　交流事業期間中における事故発生等、緊急時における本会の要請に対応できる体制を確立すること。

　　②　緊急時の指定医療機関をあらかじめ手配すること。

③　緊急時の医療機関における対応の補助を行うこと。

　　④　傷害保険及び主催者賠償責任保険については公益財団法人日本体育協会において加入するが、必要に応じてその他の保険に加入する場合は、あらかじめ本会の承認を得ること。

(17)　契約について

　　①　この仕様書に掲げる一切の業務を行うに当たり、本会と当該旅行代理店において業務委託契約を締結する。

②　契約額は、当該旅行代理店の見積に基づき本会が決定する。

**印刷物、物品の規格**

|  |  |
| --- | --- |
| 品　　　名 | 規　　　格 |
| ハンドブック | A4版　表紙のみカラー刷り　表紙を除き70ページ程度（予定）  印刷内容は原則として電子データを提供（日韓両国語併記）  印刷部数400部程度（予定） |
| ネームプレート | ネックストラップ名札520個程度(予定)  名札台紙は日韓両国語併記 |
| 日本選手団・運営員ユニフォーム | トレーナー360着(予定)　　デザインを含めた製作とする。  原則としてミズノ又はアシックス製とする。 |
| 飲料 | ミネラルウォーター・スポーツドリンク等を1日当たり500ml  ペットボトル1人につき4本（初日及び最終日は２本）用意すること |
| 競技会場内横断幕 | 縦100cm×横800cm程度で日韓両国語併記  各競技会場別に各1枚 |
| 競技会場立看板 | 縦120cm×横90cm程度で日韓両国語併記  各競技会場別に各1枚 |
| 宿舎玄関用看板 | 縦120cm×横90cm程度で日韓両国語併記  宿舎入口に1枚 |
| 歓送夕食会入口看板 | 縦120cm×横90cm程度で日韓両国語併記  歓送夕食会別に作成　会場入口に1枚 |
| 歓送夕食会看板 | 縦100cm×横800cm程度で日韓両国語併記  歓送会別に作成　会場内に掲示 |